

○春日市議会評価実施要綱

(平成22年8月10日議会告示第1号)

改正 平成30年3月26日議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日市議会基本条例(平成21年条例第20号。以下「基本条例」という。)第5条に規定する市議会の評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第2条 評価の対象は、議会活動のうち主に基本条例に基づく活動とする。

(評価の方法及び時期)

第3条 評価は、議会評価表(様式第1号)により実施する。

2 評価は、原則として毎年3月に、その前年における前条の活動を対象として議会運営委員会が行うものとする。

(評価の公表)

第4条 評価の結果は、議会報への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、議会運営委員会が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月26日議会告示第2号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の春日市議会評価実施要綱の規定は、施行日以後の議会活動の評価について適用し、施行日前の議会活動の評価については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

議会評価表

[別紙参照]